

事例番号:340240

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第七部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 0 日

11:58 前期破水のため入院

20:48 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線正常、基線細変動あり、一過性徐脈なし

#### 4) 分娩経過

妊娠 37 週 1 日

6:03 頃- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 100 拍/分の徐脈、基線細変動の減少

6:30 頃-11:00 頃 胎児心拍数陣痛図でチェックマークパターンが頻発

9:00 前期破水のためジノプロストン錠内服による陣痛誘発開始

妊娠 37 週 2 日

10:30 陣痛開始、キシトシ注射液による陣痛促進開始

15:14 経膈分娩

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 2 日

(2) 出生時体重:3200g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.24、BE -9.5mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分8点、生後5分9点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後1日 痙攣様のびくつきあり、啼泣後に左偏視あり

生後9日 退院

生後9ヶ月 発達の遅れと偏りあり

(7) 頭部画像所見:

2歳8ヶ月 頭部MRIで先天性の脳障害を示唆する所見は認めず、左中頭蓋窩にくも膜嚢胞、両側視床、および両側運動野白質に信号異常を認める

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医3名

看護スタッフ:助産師4名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠37週0日20時48分から妊娠37週1日11時頃の間に一時的に生じた胎児低酸素・虚血による中枢神経障害であると考えられる。

(2) 一時的に生じた胎児低酸素・虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

(1) 妊娠37週0日、破水のため来院した際の対応(内診、入院管理としたこと、分娩監視装置装着、抗菌薬投与)は一般的である。

(2) 妊娠37週1日、6時3分からの胎児心拍数陣痛図において、胎児心拍数100

拍/分への対応(酸素投与、体位変換、医師に報告)、および一過性頻脈とは考え難い規則的な山型の波形見られると判読し、来棟した医師に確認を依頼したことはいずれも一般的である。また、看護スタッフからの報告に対し連続モニタリングによる経過観察を指示したことは選択肢のひとつである。

(3) 妊娠 37 週 1 日、6 時 3 分から 8 時までの胎児心拍数陣痛図をリアティブ<sup>®</sup>と判断し、ジプロロストン錠内服による分娩誘発を指示したことについては選択肢のひとつである。

(4) ジプロロストン錠による分娩誘発およびオキシトシン注射液による分娩促進について書面を用いて説明し同意を得たことは一般的である。

(5) ジプロロストン錠の投与方法、および投与中の監視方法は一般的である。

(6) 妊娠 37 週 2 日、陣痛間欠 10 分で変わらないため、オキシトシン注射液による陣痛促進を行ったこと、およびオキシトシン注射液の開始時投与量は、いずれも一般的である。しかし、分娩監視装置を中止後にオキシトシン注射液を増量したことは基準を満たしていない。

(7) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

(1) 出生後の対応およびその後の新生児管理は一般的である。

(2) 生後 1 日、痙攣様のピクつきあり、啼泣後に左偏視を認め、小児科医師に診察を依頼したこと、頭部超音波断層法、頭部 CT を実施し、小児科管理としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

子宮収縮薬(オキシトシン注射薬)の使用については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則した使用法が望まれる。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

ア. 本事例にみられたような胎児心拍数陣痛図にチェックマーク<sup>®</sup>ターンと思われる

所見が認められた場合の臨床的な意義および対応について検討・周知することが望まれる。

- イ. 胎児期に中枢神経障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究の推進が望まれる。

## **(2) 国・地方自治体に対して**

胎児期の中枢神経障害発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体の支援が望まれる。